野木町中小企業新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援金

**〇（趣旨）**

　野木町では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、令和３年４月１日～９月３０日の国、県及び町の支援対策を受け、引き続き３密をつくらない新しい生活様式に取り組んだ事業者に対して支援金を交付する。

**〇（対象事業者）**

　町内で一般客と対面により接客を伴う業務を行っている事業者であり、かつ、月次支援金、栃木県新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金、栃木県地域企業応援一時金、栃木県地域企業事業継続支援金、野木町中小企業事業継続応援金のいずれかの支給を受けた事業者

【対象業種】

|  |  |
| --- | --- |
| 業　種 | 例　示 |
| 飲食サービス業 | 食堂、レストラン、割烹、料亭、ラーメン店、焼肉店、すし屋、居酒屋、バー、スナック、ナイトクラブ、喫茶店、カフェ、持ち帰り弁当店　等 |
| 宿泊業 | ホテル、民泊　等 |
| 小売業 | スーパー、洋服店、菓子店、パン屋、コンビニエンスストア、自動車販売店（新車・中古車）、自転車店、電気店、家具店、ドラックストア、調剤薬局、ガソリンスタンド、書店、たばこ店、魚屋、肉屋、八百屋、酒屋、花屋、リサイクルショップ　等 |
| 生活関連サービス業 | クリーニング店、理容店、美容店、エステサロン、ネイルサロン、葬儀屋、運転代行　他 |
| 娯楽業 | ゲームセンター、ダンスホール、カラオケボックス　等 |
| 道路旅客運送業 | バス、タクシー　等 |
| 教育・学習支援業 | 幼稚園、認定こども園、学習塾、音楽教室、書道教室、生花教室、そろばん塾、外国語会話教室、ヨガ教室、料理教室　等 |
| 医療・福祉業 | 一般診療所、歯科診療所、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所、カイロプラクティック療法所、保育所、老人ホーム、老人デイサービスセンター　等 |
| その他サービス業 | 写真屋、不動産屋　等 |

【対象外】

　・公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（暴力団等）

　・町税に未納があるもの

**〇（対象要件）**

　申請時点で営業の実態がある事業者が、趣旨に沿った次の取り組みを令和３年４月以降に実施し、申請以降も継続すること。

　・フィルムや間仕切りによる飛沫防止

　・ソーシャルディスタンスサインの導入

　・座席間引に伴うレイアウト変更

　・店舗、駐車場等への入場制限

　・セルフレジの導入、キャッシュレス化

　・消毒液、ビニール手袋、マスク、検温計等の購入及び設置

　・テイクアウト用カウンターの設置、テイクアウト用容器・割り箸・おしぼりの購入

　・待合室の整備

　・お客様手洗い場、窓・網戸、換気設備の設置

　・その他、３密対策として町が認めるもの

**〇（交付額）**

　１事業者あたり一律５万円

**〇（申請受付期間）**

　令和３年１０月２０日（水）から令和４年１月３１日（月）まで【必着】

**〇（申請方法）**

　次に掲げる「申請に必要な書類」を作成し、郵送又は産業課へ持参する。

１．申請に必要な書類等の入手方法

　・野木町ホームページからダウンロード

　・野木町役場産業課

　・野木町商工会

２．申請に必要な書類

　・交付申請書兼請求書（様式第１号）

　・取り組み内容が分かる書類（購入や工事内容が分かる資料、実施状況の写真等、客観的かつ明確に取り組み内容が分かる書類を複数添付）

　・国の月次支援金、栃木県新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金、栃木県地域企業応援一時金、栃木県地域企業事業継続支援金又は、野木町中小企業事業継続応援金交付決定通知書等の写し

　・事業所の所在が分かる書類（法人においては商業・法人登記事項証明書、個人事業主においては確定申告書、開業届など）の写し

　・誓約書（様式第２号）

３．申請受付方法

　①　郵送の場合

　　　申請書類を次の宛先へ郵送してください。

　　　（宛先）〒３２９－０１９５　野木町大字丸林５７１番地

　　　　　　　野木町役場産業課　野木町感染拡大防止対策支援金担当宛

　②　持参の場合

　　　申請書類を野木町役場産業課へ持参してください。

**※３密（密閉・密集・密接）を回避するため、原則として郵送での申請にご理解・ご協力くださるようお願いいたします。**

**〇（その他）**

　該当しない事実や不正等が発覚した場合には、野木町感染拡大防止対策支援金を返還していただきます。

**〇（申請に関する問合せ先）**

　野木町役場 産業建設部 産業課 商工観光係

　（電話）０２８０－５７－４１５３

　（受付時間）平日の午前８時３０分から午後５時１５分まで